

内 容

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を容易に正当化・実施することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害について十分理解し、身体拘束廃止に向けた確固たる意識を持ち、「身体拘束ゼロ」の実現に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(2) 「緊急やむを得ない場合の例外三原則」

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則である。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。）
- ② 非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がない場合。）
- ③ 一時性（身体拘束その他の行動制限が、一時的なものである場合。）

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合における緊急時の対応と注意事項

本人または他の利用者の生命・身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体拘束適正化委員会」を開催して十分検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、「緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性・非代替性・一時性）」の三要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得た上で身体拘束を行う。

本人・家族へは、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間と時間帯・実施期間・場所、及び改善に向けた取り組み方法について詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。身体拘束の予定期限を超え、なお身体拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などについて確認説明し、再度同意を得た上で継続実施する。

当法人で使用している専用の様式【別紙13】を用いて、その態様・時間・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法について逐次検討する。実施した身体拘束の事例や分析結果については職員に周知し、身体拘束の検討・実施に係る記録は【別紙14】を使用し、これらは5年間保存する。

※一連の流れについては、対応フロー図【別紙15】に記載されており、こちらを参照とすること。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動と尊厳ある生活の尊重に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、「身体拘束適正化委員会」において検討する。
- ⑤ 「仕方がないから」「やむを得ないから」と知らず知らずの間に身体拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者にとって主体的な生活をして頂けるように努めます。

2. 身体拘束適正化に向けた体制と、「身体拘束適正化委員会」の設置

当法人では、身体拘束適正化を目的として、身体拘束適正化委員会を設置している。

(1) 設置の目的

- ・身体拘束を実施した場合の、対象者の確認と現状把握、及び状況改善に向けての検討。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合での、必要となる手続きの確認。
- ・身体拘束を実施した場合の、利用者本人を含めた部署内全体でのケア内容の見直し。また、身体拘束の早期解除に向けた時期の検討。
- ・身体拘束ゼロを目指し、利用者に対して正当な理由なく身体拘束をすることがない安全な環境を目指した職員全体への意識啓発と教育・研修、及び施設内の環境整備等の実施についての多職種間での協議。
- ・身体拘束等に関する規定、及びマニュアル等の見直し。

(2) 身体拘束適正化委員会の構成【別紙16】

- ① 施設長
- ② 牛津あしはらの園（グループホーム）管理者
- ③ 生活相談員
- ④ 介護支援専門員
- ⑤ 看護職員
- ⑥ 介護職員
- ⑦ 機能訓練指導員
- ⑧ 管理栄養士
- ⑨ その他委員会の設置趣旨に照らして施設長が必要と認める者

(3) 身体拘束適正化委員会の開催

- ・1ヶ月に1回以上開催する。必要時には、随時開催する。
- ・利用者の生命・身体の安全を脅かす緊急な事態（数時間以内に身体拘束を必要とする場合）では、多職種協働での身体拘束適正化委員会を開催できない事が想定される。そのため、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録しつつ速やかに臨時の「身体拘束適正化委員会」を開催し、ここでの承認を得た上で経過をみていく。また、承認が得られない場合には、速やかにその処置を解除する。

3. 介護保険指定基準において、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドの周囲を柵（サイドレール）で囲んだり、壁に寄せるなどしている。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブル等をつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

4. 身体拘束適正化のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図るため、職員教育を行っていく。

- ① 年次計画に沿った定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

5. その他の身体拘束適正化推進のための必要な基本方針と、各職種の責務・役割

身体拘束等をしないサービスを提供していくために、サービス提供に関わる全ての職員で、以下の点について十分に議論しながら共有認識をもちつつ、拘束をなくしていくように取り組んでいく。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか。
- ・認知症高齢者であるということを理由に、安易に身体拘束を実施していないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで、安易に身体拘束を実施していないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断していないか。また、本当に身体拘束実施以外の施策・手段はないのか。

身体拘束ゼロを目指し、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

身体拘束、および身体拘束等に準ずる行為だと感じた時は、一人で悩まず他の職員とともに情報を共有し、公表することが職員としての責務であると確信する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。あしはらの園本部（芦刈町）では、施設1Fの正面玄関ホールに掲示している。牛津あしはらの園（グループホーム）では、正面玄関左側にこの指針を綴じたファイルを置いている。

平成25年10月	一部改訂
平成30年6月	一部改訂
令和元年10月	一部改訂
令和5年6月	一部改訂